

# ひとり親家庭福祉推進事業

## 1. 児童扶養手当支給事業

離婚、遺棄等によるひとり親家庭等について、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満）の児童をその母若しくは父又は祖父母等の養育者が監護しているとき、生活の安定と自立の促進に寄与することにより児童の健全な育成を図ることを目的とし、その母若しくは父又は養育者に児童扶養手当を支給した。

平成27年度の手当の支給状況は次の表のとおりであった。

受給者区分	受給者数（延べ）		支給額
	全部支給者（人）	一部支給者（人）	
母	6,554	4,787	438,033,920円
父	172	304	16,293,470円
養育者	28	56	2,622,280円
合計	6,754	5,147	456,949,670円

## 2. 母子生活支援施設入所事業

児童の福祉を図ることを第一義的な目的とし、死別、離婚、遺棄等による母子家庭や夫の暴力等によって家出をし、婚姻の実体が失われている家庭が、経済的困窮や精神的不安定による生活破綻の恐れを持つ場合等に、相談を受け母子保護の実施を行った。

新規入所件数	延べ入所人員	入所措置費
0件	72人	4,593,187円

## 3. 母子・父子自立支援員による相談事業

ひとり親家庭の父母の自立のために、離婚、生活での困り事、生活設計、資格取得、就労等について、また母子福祉資金の貸付について週5日母子・父子自立支援員が相談を受けた。

なお、相談件数は、358件、延べ771回であった。

## 4. 自立支援訓練給付金事業

### (1) 教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が自立のために雇用保険制度の教育訓練給付の対象となる講座等を受講した場合、講座終了後に受講料の2割相当額【上限10万円、下限4千円】の補助を行い、自立の促進を図った。

支給人数	1人	支給金額	12,960円
------	----	------	---------

### (2) 高等職業訓練促進給付金等

#### ① 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が看護師等の資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合、資格取得を支援するため2年を上限とし、修業期間について訓練促進給付金を支給し、生活費の負担軽減を図った。

支給者数	6人	支給金額	6,374,000円
------	----	------	------------

## ②高等職業訓練修了支援給付金

上記の養成機関で修業を開始し、所定の課程を修了した者に 50,000 円（市民税課税世帯は 25,000 円）を支給し、入学金の負担軽減を図った。

支給対象者数	5人	支給金額	175,000円
--------	----	------	----------

## 5. 母子・父子自立支援プログラム策定事業

プログラム策定員が、ひとり親家庭の父母の個々の実情に応じて、自立に向けてどのようなステップを踏んでいくかについて計画をつくり、ハローワークとタイアップしながら、就労につなげていく母子・父子自立支援プログラム策定事業に取り組んでおり、その実績は以下のとおりである。

支援内容別	ハローワーク連携	資格・技能習得紹介	一般職業相談	合計
策定件数	9 件	15 件	11 件	35 件
うち就職件数	5 件	1 件	9 件	15 件

## 6. 母子家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の父母等が、修学等の自立を促進するため、また、疾病などより一時的に生活援助が必要な場合や生活環境等の激変によって日常生活を営むのに支障が生じている場合など、ひとり親家庭の生活の安定を図ることを目的として、ヘルパーを派遣した。

本年度のヘルパー派遣実績は累計 26 時間、総事業費 39,780 円。